

玖珠町行財政改革プラン

～未来（あした）のために、
今日から変えよう！～

令和元年10月

— 目 次 —

I 行財政改革に関する現状と課題

1	これまでの行財政改革の取り組み	2
2	財政状況の検証	3
3	地方を取り巻く情勢	4
4	玖珠町における行財政運営の課題	7
5	財政収支の見通し（行財政改革を実施しない場合）	9

II 行財政改革の基本的考え方

1	行財政改革の必要性	13
2	「玖珠町行財政改革プラン」の基本方針	13
3	計画期間	15

III 具体的な取り組み（体系）

1	町民協働・行政サービスの向上	16
2	健全な財政	16
3	公共施設等の維持・管理・有効活用	18
4	組織・機構	18
5	職員の意識改革と人材育成	19

IV 進行管理等

1	本プランの推進	21
2	進行管理	21

《資料》

1	用語解説	22
---	------	----

はじめに

本町では、これまで持続可能なまちづくりを実現するため、平成16年度に「行財政改革緊急4か年計画」、平成17年度に改訂版である「集中改革プラン（行財政改革5か年計画）」を策定し、さらには、平成22年度に「玖珠町行財政改革の指針」及び「玖珠町行財政改革実施プラン」を策定し、行財政改革に取り組んできました。

これらの取り組みにより、平成26年度には玖珠町総合運動公園、平成29年度には久留島武彦記念館をオープンし、さらに、平成31年度からは、くす星翔中学校が開校するなど、大型事業を実施することができました。

令和元年（2019年）8月に作成した中期財政見通しによると、今後は令和7年度（2025年度）に財政調整基金が4億円程度、経常収支比率が99%台と、大変厳しい財政状況となることが見込まれています。

これは、社会情勢の複雑化に伴い、町が提供していかなければならない行政需要が質・量ともに増加してきていることに加え、社会保障費の増加が続いていること、さらには、高度経済成長期に建設した公共施設の更新が必要となっていることなどによるもので、今後の町財政に大きな影響を与えます。

私たちは、このような中においても、本町の最上位計画である玖珠町第5次総合計画の基本理念『自然を愛し 子どもとともに 夢を育み 誇りを持てる 心のふるさと 玖珠 ～童話の里づくりを引き継ぐ玖珠町～』を実現し、将来の子どもたちに素晴らしい玖珠町を引き継いでいかなければなりません。

以上のことから、私たちは『未来（あした）のために、今日から変えよう！』を合言葉に、現行の玖珠町第5次総合計画と次期の総合計画前期の期間における行財政運営の基盤強化を目的とした『玖珠町行財政改革プラン』を策定し、改めて行財政改革に取り組むこととしました。

本プランは、「行政サービス改革」、「財政運営改革」、「組織と意識の改革」の3つの基本方針とこれを実現するための5つの体系から構成されています。さらに、具体的な取り組みを行うため、実施計画を策定し、より具体的な目標と実施時期を明確にすることにより、確実な実施を行っていきます。

今後は、この行財政改革プランに基づいた実施計画により各事業を推進し、これまで以上に効率的かつ効果的な行財政基盤の構築に取り組み、総合計画の基本理念の実現に向け、全力を挙げて行財政改革に取り組んでいきます。

I 行財政改革に関する現状と課題

1 これまでの行財政改革の取り組み

15年程前、玖珠町をはじめとした全国の自治体は、長引く景気の低迷や人口減少、さらには国の三位一体改革の影響などにより、厳しい財政運営を強いられることが明らかとなっていました。このため、本町では平成16年度に「行財政改革緊急4か年計画」、平成17年度に「集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）」を策定し、歳入の確保と歳出の抑制、組織機構や事務事業の見直し、職員定数の抑制など、抜本的な行財政改革に取り組んできました。

さらに、平成22年度からは「集中改革プラン」の成果を踏まえ、行政の質の向上を主とした「玖珠町行財政改革の指針」及び「玖珠町行財政改革実施プラン（平成23年度～平成27年度）」を策定し、行財政改革に取り組み、計画期間の終了した平成28年度以降も引き続き職員自ら行財政改革に取り組んできました。

【平成16年度～平成30年度の行財政改革の主な取り組み内容】

◇総人件費の抑制

- ・職員数の削減
- ・職員給与の見直し

◇報酬等の削減

◇組織の見直し

- ・コミュニティ組織の立ち上げ
- ・指定管理者制度の導入
- ・各種委員会の整理・統合

◇町民サービスの向上

- ・総合窓口の設置

◇人材育成

- ・職員研修の充実、他団体への研修

◇歳入の確保

- ・徴収強化対策の実施、広告収入の確保、ふるさと納税の推進

◇歳出の削減

- ・事務事業の見直し、公債費の抑制

これらの結果として、コミュニティ組織の立ち上げや総合窓口の設置など、住民との協働や住民サービスの向上、さらには多くの事業を実施しながらも懸念されていた危機的な状況からは脱することができました。

2 財政状況の検証

平成16年度（行財政改革緊急4か年計画の実施前）と直近3か年の決算及び平成30年度の決算状況は、以下のように推移しています。一時的に改善したものの、財政の硬直化が進行しています。

（1）基金の状況

全体の基金現在高は、平成27年度をピークに減少しており、平成30年度の決算は平成27年度から19%減の41億2千万円程度となっています。減少の大きな要因としては、災害復旧に伴う財政調整基金の繰入れや、くす星翔中学校建設に伴う繰入れがあげられます。

（単位：千円）

区 分	平成16年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
財政調整基金	650,917	1,597,688	1,436,296	1,317,795	1,058,643
減債基金	501,637	713,936	714,113	707,947	826,288
その他基金	2,989,903	2,764,204	2,864,602	2,966,426	2,135,788
合 計	4,142,457	5,075,828	5,015,011	4,992,168	4,120,719

（2）普通建設事業費と町債現在高の状況

普通建設事業費は、くす星翔中学校建設や玖珠工業団地関連事業などの大型事業の実施により増加し、それに伴い、町債発行額及び現在高も増加傾向となっています。

また、地方交付税の不足分を起債できる臨時財政対策債については、後年度に全額交付税として措置されるものの町債現在高の増加要因となっています。

(単位：千円)

区 分	平成16年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
普通建設事業費	1,744,658	1,303,202	1,417,415	1,690,556	3,433,777
町債発行額	814,632	799,500	507,600	706,400	1,705,600
町債現在高	6,725,544	6,962,658	6,769,842	6,688,649	7,712,262
(うち臨時財政 対策債現在高)	1,243,500	3,447,481	3,474,094	3,482,358	3,465,610

(3) 経常収支比率等の状況

経常収支比率については、平成29年度に90%を超え、平成30年度には94.6%となるなど上昇しており、財政の硬直化が見られます。

また、一般的に実質公債費比率は、普通建設事業の増加に伴い悪化する傾向がみられます。本町における現在の実質公債費率は低くなっていますが、今後の普通建設事業の実施や地方債の発行に際しては注意が必要となります。

(単位：%)

区 分	平成16年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
経常収支比率	88.8	89.8	89.5	91.2	94.6
実質公債費比率	—	3.2	2.7	2.7	2.7

3 地方を取り巻く情勢

(1) 少子・高齢化・人口減少社会の進行

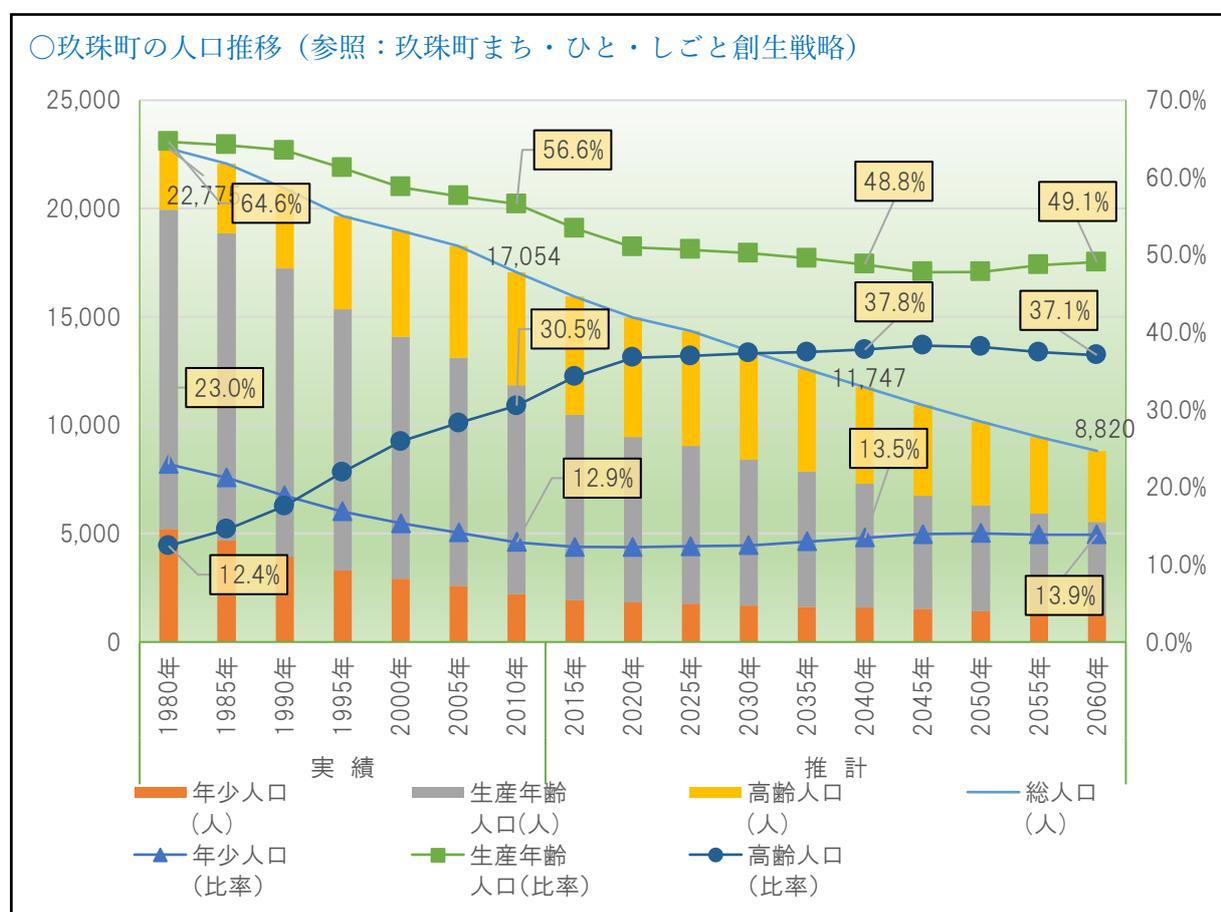
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」によると、平成25年の日本の総人口は1億2,730万人から減少を続け、令和30年(2048年)には1億人を下回り、令和42年(2060年)には8,700万人まで減少すると見込まれています。

同推計での本町の人口は、平成22年の1万7千人から、30年後の令和22年(2040年)には、1万1千人を下回ることが見込まれています。特に、生産年齢人口(15歳～64歳)比率については令和22年(2040年)に48.6%、令和42年(2060年)にはさらに低下し48.0%となることが予想されています。

また、将来の人口減少の抑制を目的に平成27年10月に「玖珠町まち・ひと・しごと創生戦略」を策定していますが、その施策の成果が発揮された場合でも、令和22年（2040年）の人口は11,747人、令和42年（2060年）には8,820人に減少すると推測されています。

このことは、地方創生という新たな行政ニーズが生まれる一方、働き手の減少や需要の減退につながり、地域経済の低迷や税収の減少が懸念されます。

さらに、高齢化社会の進行は、税収減及び社会保障費増大につながり、大きな財政負担となることが見込まれます。



（2）「経済財政運営と改革の基本方針」

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、「経済・財政一体改革の推進」による財政健全化の目標として、すべての団塊世代が75歳以上になるまでに、財政健全化の道筋を確かなものにする必要があるため、「令和7年度（2025年度）の国・地方を合わせたPB（プライマリーバランス）の黒字

化を目指す。」としています。

さらに、地方の取り組みとして、地方創生の推進等により、個性と活力ある地域経済に再生し、同時に、次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくことが重要であるとし、人口減少に対応するためにも、地方自治体の業務改革と利便性の高い「次世代型行政サービス」への転換を積極的に推進するとしています。

同時に、歳出効率化等に前向き、具体的に取り組む地方自治体を支援するとともに、「見える化」の推進等を通じて、改革意欲を高め、効果の高い先進・優良事例の横展開を後押しするとしています。

本町においても、将来のあるべき姿から逆算する形で、その実現のために現在実施すべき事柄を検討し、必要となる事業等を実行するとともに、歳出改革や効率化に取り組む必要があります。

【経済財政運営と改革の基本方針2019に示された地方行財政改革の主な取り組み】

- 持続的な地方行財政制度の構築
- 地方交付税制度改革
- 公営企業・第三セクター等の経営抜本改革
- 見える化、先進・優良事例の横展開

(3) 「自治体戦略2040構想」

総務省が平成30年7月に公表した『自治体戦略2040構想』によると、自治体行政の課題として、既にこれまでの地方行革により職員数は減少していますが、今後は、生産人口の減少により、令和22年（2040年）頃には今よりも少ない職員で行政サービスを維持することが求められており、職員が半減したとしてもサービスを継続させていくための施策を今のうちから検討し、実施していかなければならないとしています。

本町においても、事務事業の見直しや業務の効率化、さらにはICT技術やAI・RPAなどの新技術の活用に取り組むなど、人口減少社会への備えが必要です。

4 玖珠町における行財政運営の課題

本町を取り巻く状況を考えると、今後の行財政運営について、様々な課題が想定されています。

(1) 社会保障関係費の増加

高齢化の進展により、団塊の世代全員が75歳以上となる令和7年度(2025年度)に向かって、医療や介護などの社会保障関係費の増加が見込まれています。

本町においても社会保障関係費の増加が続いており、平成30年度決算によると、扶助費の金額は約12億9千万円で、10年前と比較して5億円程度増加しており、約1.7倍の伸びとなっています。今後も扶助費や特別会計繰出金の増加が予想されていることから、財政運営において大きな負担となることが想定されます。

また、人口減少に歯止めを掛けるため、結婚から妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援の充実も求められています。

(2) 公共施設・社会インフラの老朽化

高度成長期以降、集中的に整備された公共施設や社会インフラについては、老朽化が進んでおり、平成29年3月に策定した「玖珠町公共施設等総合管理計画」によると、延べ床面積の削減や施設の複合化などの対策を行わなかった場合、施設の更新費用だけで令和27年(2045年)までに約412億円が必要と試算されています。これを単純平均すると年間13.7億円が必要となります。そのため、「玖珠町公共施設等総合管理計画」の基本方針に則した着実な点検の実施と計画的な予防保全工事による長寿命化を行うとともに、施設の統合や複合化及び廃止などのほか、効率的な運営を行うなど、公共施設のマネジメントを行い、財政負担の縮減に努める必要があります。

また、施設の運営方法について、維持管理費の圧縮を行っていく必要があります。

(3) 職員数の状況と退職者の増加

① 職員数の状況

これまでの行財政改革では、平成30年度の普通会計職員数を150人とするとしていましたが、平成31年4月1日時点の職員数は168人となっており、達成できていません。主な原因は、地方分権による権限移譲、法改正や事業の増加等に伴うものですが、将来の人口減少に伴い、より少ない職員数で行財政運営を行う体制を整えていかなければなりません。

また、総務省が公表している自治体の定員管理状況によると、地理的な条件の違いがありますが、類似団体の平均職員数158.05人と比べ約8人程度多くなっています。

【職員数の推移 各年度4月1日現在】

(単位：年度、人)

(年度)	一般行政			教育	普通会計 計	公営企業 等会計	合計
	一般管理	福祉関係	計				
平成17	108	28	136	55	191	22	213
平成22	103	24	127	45	172	21	193
平成27	104	21	125	41	166	21	187
平成30	105	21	126	40	166	22	188
令和元	106	24	130	38	168	21	189

【普通会計職員の類似団体の状況（総務省資料：平成30年4月1日現在）】

団体名	面積	住基 人口	職員数	人口1万人 あたり	面積1Km ² あたり
門川町（宮崎県）	120.52km ²	18,316人	137人	74.8人	1.14人
築上町（福岡県）	119.61km ²	18,769人	185人	98.57人	1.55人
玖珠町（大分県）	286.51km ²	15,898人	166人	104.42人	0.58人
肝付町（鹿児島県）	308.1km ²	15,774人	166人	105.24人	0.54人
平均 (類似団体62町村)	258km ²	17,251人	158.05人	91.62人	5.61人

② 退職者の増加

職員の年齢構成を見ると、50歳以上の占める割合は、約25%（平成30年4月1日現在）となっています。平成30年度以降は、経験豊富な職員が多く退職するため、その知識や技術の継承を確実に行うことが課題です。

（4）一般財源確保の懸念

①本町の財政構造

地方財政が国の財政と密接に関連している中で、本町の財政は、町税などの自主財源が限られ、歳入の3分の2を地方交付税等の依存財源に頼っています。このため、国の地方財政政策に大きく左右されやすい構造となっています。自治体の自主性を高めていくためには、行財政改革に取り組み、歳入の確保と歳出の抑制を実施していかなければなりません。

②自主財源の確保

日本経済は、緩やかな景気回復を続けているものの、地方における景気回復はまだまだ実感できるものではなく、加えて、少子化に伴う人口減少により、自主財源の主な構成部分である地方税は横ばい若しくは減少傾向にあります。このような状況を打開するために、企業誘致の加速などによる定住人口の増加や、観光を含めた交流人口の増加に取り組まなければなりません。

5 財政収支の見通し（行財政改革を実施しない場合）

令和元年（2019年）8月策定の中期財政計画によると、平成30年度の決算見込みでは約10億円の財政調整基金を確保しているものの、社会保障費の増加や公債費の返還などに伴い、令和7年度（2025年）末には4億円程度にまで減少することが見込まれ、急な支出への対応ができなくなる恐れがあります。経常収支比率についても令和7年（2025年）には99.3%となることを見込まれるなど、財政の硬直化が進行しているため、行財政改革の早急な対策が必要です。

以下は、令和元年8月に策定された玖珠町の中期財政見通しをベースに令和7年度（2025年）までの財政収支を試算したものです。

◇財政推計

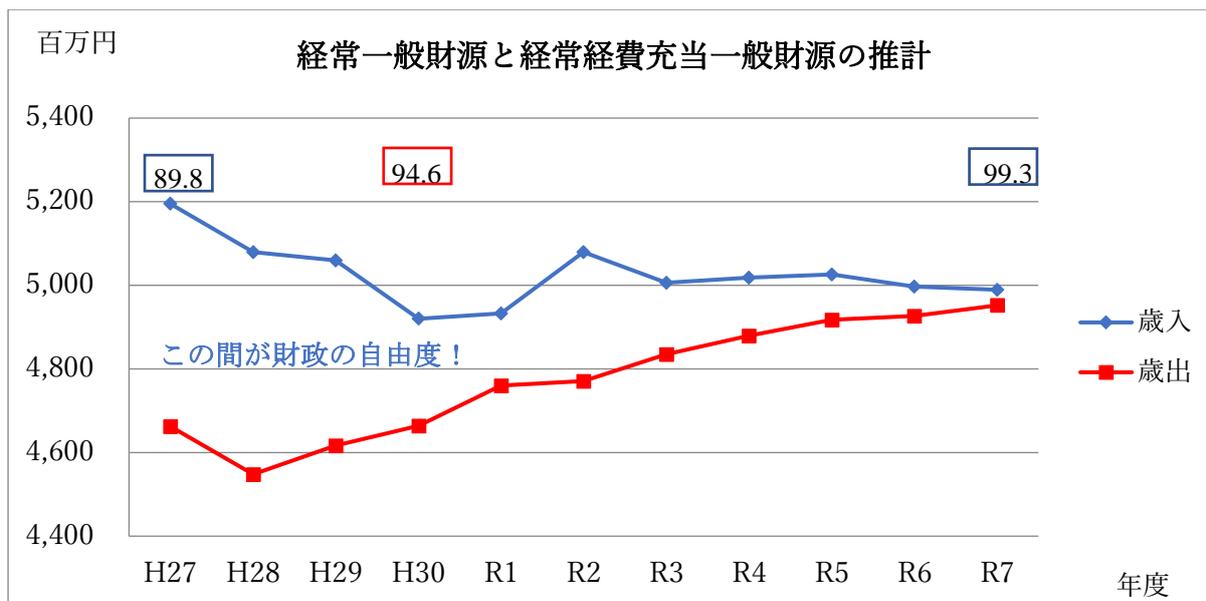
(単位:千円)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和4年度	令和7年度
歳 入	(1) 地方税	1,540,054	1,493,603	1,438,192	1,388,405
	(2) 地方交付税	2,963,277	3,099,413	3,004,255	3,008,445
	(3) 国庫支出金	1,488,892	1,342,896	1,351,687	1,345,619
	(4) 県支出金	966,198	832,506	821,880	810,225
	(5) 地方債	1,705,600	488,200	596,900	522,600
	(6) その他	2,715,110	1,515,025	1,461,215	1,625,738
	計	11,379,131	8,771,643	8,674,129	8,701,032
歳 出	(1) 義務的経費	3,503,673	3,624,701	3,736,292	3,797,288
	① 人件費	1,487,013	1,534,377	1,513,567	1,493,411
	② 扶助費	1,295,529	1,373,482	1,461,719	1,508,296
	③ 公債費	721,131	716,842	761,006	795,581
	(2) 投資的経費	3,714,775	917,550	831,780	826,799
	① 普通建設事業費	3,433,777	917,549	831,779	826,798
	② 災害復旧費	280,998	1	1	1
	(3) その他経費	3,775,787	3,929,392	3,806,057	3,776,945
	計	10,994,235	8,471,643	8,374,129	8,401,032

◇経常収支比率等

(単位:%)

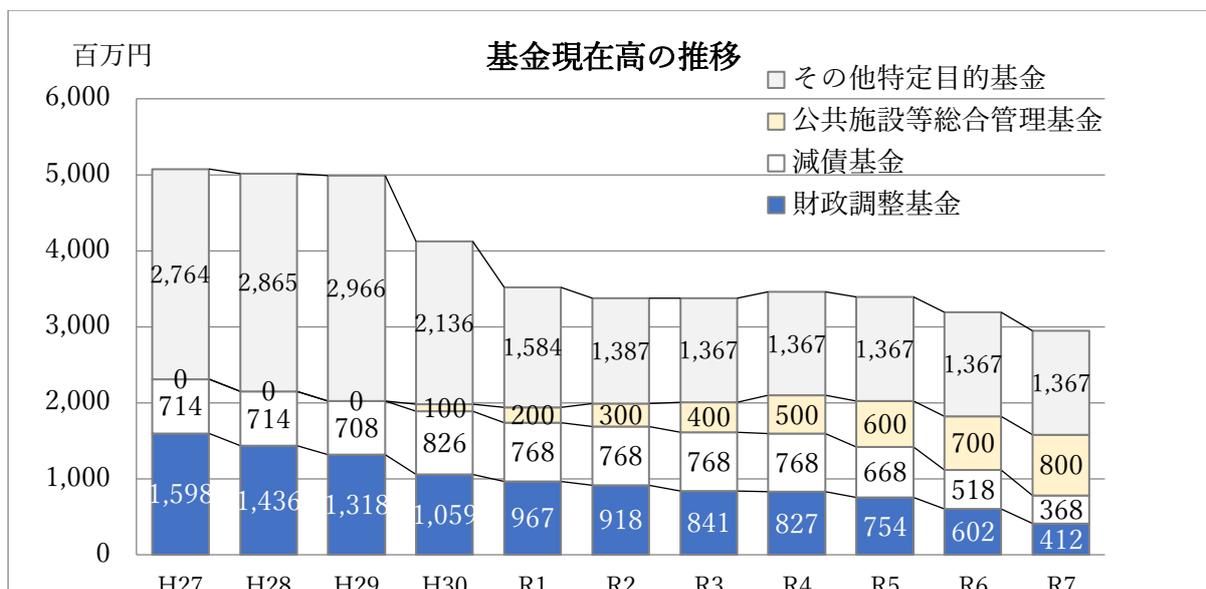
区 分	平成30年度	令和元年度	令和4年度	令和7年度
経常収支比率	94.6	95.3	97.2	99.3
実質公債費比率	2.7	2.7	2.7	3.7



◇基金現在高の推移

(単位:千円)

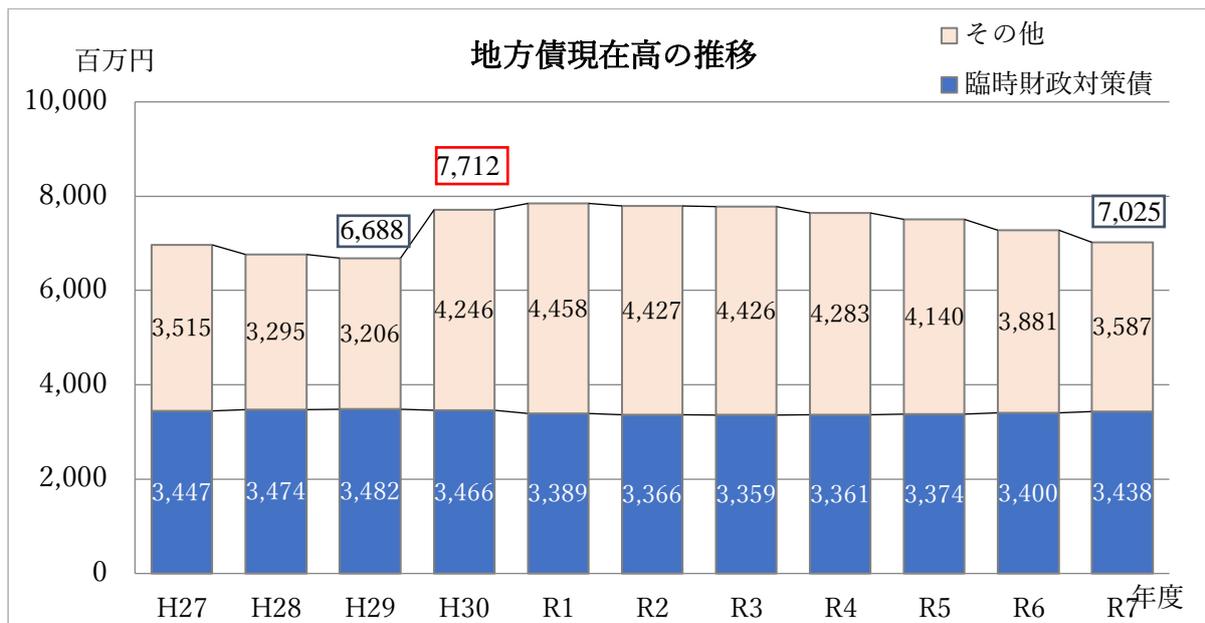
区分	平成30年度	令和元年度	令和4年度	令和7年度
財政調整用基金現在高	1,884,931	1,734,888	1,595,065	780,645
財政調整基金	1,058,643	966,705	826,882	412,463
減債基金	826,288	768,183	768,183	368,182
その他特定目的基金	2,235,788	1,783,943	1,866,447	2,166,447
公共施設等維持管理基金	100,000	200,000	500,000	800,000
年度末基金現在高	4,120,719	3,518,831	3,461,512	2,947,092



◇地方債現在高の推移

(単位:千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和4年度	令和7年度
臨時財政対策債	3,465,611	3,388,580	3,360,781	3,437,893
その他	4,246,651	4,458,134	4,283,875	3,587,043
年度末地方債現在高	7,712,262	7,846,714	7,644,656	7,024,936



Ⅱ. 行財政改革の基本的考え方

1 行財政改革の必要性

これまで行ってきた行財政改革の取り組みにより、一定の行財政基盤が整ってきたものの、今後予想される財政収支の悪化や社会構造の変化に伴う様々な課題に対応していくため、今後も町民に真に必要な行政サービスを選択し、人材や予算を必要とする政策や施策に重点的に振り分けると共に、抜本的な事務事業の見直しが必要です。

また、人口減少等に伴う将来を見据えた課題をバックキャストし、早い段階から必要となる取り組みを実行するとともに、歳出改革や事務の効率化に取り組むことで、行財政基盤を安定させ、総合計画の着実な実行と多様化する住民ニーズに的確に responding していかなければなりません。

2 「玖珠町行財政改革プラン」の基本方針

本プランは、町の最上位計画である総合計画を下支えできる行財政運営の基盤強化を目的とし、以下の基本方針のもとに取り組みます。

また、本プランで掲げた基本方針を推進するために、「玖珠町行財政改革推進プラン実施計画」を策定し、その中で実施項目及び取組項目を明示し、行財政改革を推進していきます。

《基本方針》

1 町民中心の町政運営の実現（行政サービス改革）

「人が主役のまちづくり」を基本に、まちづくりに参画しやすい環境づくりを図りながら、町民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しつつ、情報の発信や共有体制を最適化し、町民と行政が一体となって地域の公共的課題に対する協働・共創によるまちづくりを推進します。

また、行政手続きの簡素化や業務改善を推進し、町民の利便性や行政サービスの向上を図ります。

2 持続可能な行財政基盤の確立（財政運営改革）

効率的かつ効果的な行財政基盤の強化を行っていくため、中長期的な視野に立って、歳出の抑制と歳入の確保に取り組むとともに、適正な財政運営を行い、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立を図ります。

また、経済の不況等による大幅な税収減や災害発生等による支出の増加に備えるため、標準財政規模（平成29年度決算ベースで、約50億円）の15%（同7億円）程度の財政調整基金現在高を確保することとし、公債費については、安易な発行は避け、優良債の発行とともに実質公債費比率を注視しながら単年度の財源を確保します。

3 課題対応力の向上と、少人数でも機能する自治体へ（組織と意識の改革）

町民中心の町政を実現しつつ、様々な行政課題に効果的・効率的に対応していくためには、限られた職員や財産、財源を最大限に活用したスリムで効率的な行政組織を構築していくことが重要です。そのため、将来的に少人数でも行政サービスを維持できる組織へ変革するとともに、これまで以上に職員自身が課題に立ち向かう意識改革と組織の活性化が不可欠です。また、研修等により人材育成を充実させ、職員の主体的な職務遂行能力の向上と新たな課題への挑戦や自己研鑽といった行革マインドの醸成を図り、組織風土を変革します。

【玖珠町第5次総合計画と行財政改革プランの関係図】

玖珠町第5次総合計画

《基本理念》

自然を愛し 子どもとともに 夢を育み 誇りを持てる 心のふるさと 玖珠
～童話の里づくりを引き継ぐ玖珠町～

《将来像》

- 1 人が主役のまちづくり
- 2 活力と魅力あふれるまちづくり
- 3 安全で安心して暮らせるまちづくり

総合計画の下支え

玖珠町行財政改革プラン

本プランは、玖珠町第5次総合計画の基本方針「効率的かつ効果的な行財政基盤の構築」を推進するための大綱として位置づけます。

玖珠町行財政改革実施計画

実施計画は、行財政改革プランで掲げた基本方針及び体系をもとに、実施項目及び取組項目を示し、推進します。

3 計画期間

本プランの推進期間は、令和元年10月から令和8年3月までの期間とします。
また、プラン開始から2年間を集中行動期間とし、行財政改革の取り組みを強化します。

実施期間

令和元年（2019年）10月～令和8年（2026年）3月31日

※集中行動期間（2年間）

令和元年（2019年）10月～令和3年（2021年）9月

Ⅲ. 具体的な取り組み（体系）

行財政改革を推し進めるにあたって、より成果を確実なものとするためには、各取り組みを計画的に実施していく必要があります。よって、次の5つの体系のもとに実施計画を策定し、推進していくものとします。

1 町民協働・行政サービスの向上

（1）町民協働・共創の推進

玖珠町第5次総合計画の玖珠町の将来像である『人が主役のまちづくり』を目指し、町民と行政それぞれの役割と責任を分担しつつ、パートナーとして、ともにまちづくりを担っていける町民参画による協働・共創のまちづくりを推進し、新しい公（行政）、共（地縁団体）、私（民間事業者）の協力関係の構築を行います。

（2）積極的・効率的な町政情報の発信

町民の町政への理解を深めるため、広報、ホームページ、SNS等、各種広報媒体の特性を活かした効率的かつ効果的な広報を展開します。

また、町民の行政への参画を進めるため、町政に関する懇談会やパブリックコメント制度等を活用し、広聴機能の充実を図ります。

2 健全な財政

（1）歳入の確保

定住人口・交流人口の増加に向けた施策の推進や、農林業や商工業等の振興に取り組むことにより、町内経済を活性化させ、税収入等の増加を図ります。

また、さらなる自主財源の確保として、公平公正な賦課徴収とともに課税客体の把握に努め、徴収率の向上を目指します。

さらに、未収債権の回収やふるさと納税の推進などに努めていきます。

(2) 有利な財源の確保

一般財源（町税、地方交付税等）の今後の見通しが不透明な中、国庫補助金や交付税算入率が高い地方債等の有利な財源の確保に努めます。

特に国庫補助金については、常に新設・廃止等の情報収集に努め、積極的な活用を図ります。

(3) 歳出の削減

限られた財源の中で効果的な事業を行うため、予算編成過程はもとより、予算執行段階においても、事業のみならずあらゆる経費について、選択と集中による事務事業の見直しを徹底し、歳出削減に努めます。また、町単独で行う団体等への補助金の支出についても、その効果や町の関与の在り方を改めて整理し、適正化を図ります。

(4) 公共料金の見直し

公共料金については、利用者負担の公平性確保の観点から、それぞれ対応する経費との均衡及び他市町村との比較を考慮するとともに、事業の目的や効果に応じた適正な受益者負担のあり方を検討し、料金の見直しを行います。

(5) 物件費等の節減

物件費については、これまでの行財政改革でも経費節減に努めてきました。引き続き、消耗品や光熱水費等を中心に職員の意識改革を含め、節減に努めます。

(6) 人件費の抑制

これまでの行財政改革で、職員数の削減や給与の見直しなど総人件費の抑制に努めてきました。しかしながら、再任用制度や会計年度任用職員制度など新たな雇用制度により、総人件費の増加が見込まれます。

今後は、事務事業の見直しや業務の効率化、適正な人員管理等を行い、引き続き、総人件費の抑制に努めます。

3 公共施設等の維持・管理・有効活用

(1) 玖珠町公共施設等総合管理計画及び個別計画の適正な運用

現在の公共施設については、老朽化が進むことから、今後の維持管理に莫大な経費が必要となります。現状のまま公共施設を維持することは財政的にも困難なことから、公共施設等総合管理計画の個別計画を適正に運用し、複合施設への再編や統廃合を積極的に推進し、公的サービスを維持しつつ更新費用の圧縮と維持管理費の節減に努めます。

(2) 公共施設の民営化や統廃合・指定管理者制度の活用

本町が運営する公の施設については、住民ニーズや時代の変化により、その必要性が少なくなっているものや運営の見直しが必要なものがあります。

本町の公の施設としての必要性や運営方法について検証を行うとともに、民営化や民間譲渡、指定管理者制度の活用についても検討を行います。

また、民間経営ノウハウを活用した施設建設・維持管理についても検討していきます。

(3) 町有財産の有効利活用

町が所有する財産(土地・建物)のうち、特に未利用財産の管理や処分に係る基本的な考え方と事務手続きを定め、未利用財産の売却促進にも取り組みます。

また、売却困難な老朽施設・中学校跡地等の管理や権利関係の調整などの整理を進め、町有財産の適正な管理と利活用に取り組みます。

4 組織・機構

(1) 組織・機構の見直し

「玖珠町の総合計画」を確実に実行するため、事業の重点化に応じた簡素で効率的な組織・機構の構築を図るとともに各分野の横断的な取り組みを推進し、行政組織の強化を図ります。

また、新卒就職者世代が減少し、自治体の求める人材を確保することが困難になる一方で、定年退職後の再任用職員数が増加することが予想されるため、定員管理を確実に行うとともに、業務の外部委託や指定管理者制度の活用なども検討し、組織のスリム・コンパクト化を図ります。

(2) 行政課題解決体制の確立・運用

変化が著しい社会情勢・状況のもと、行政需要や課題は増大しています。これらの課題等に迅速かつ的確に対応していくために、行政企画委員会や管理職会議による連絡・連携を強化し、全庁をあげて行政課題の解決に取り組む体制を確立していきます。

(3) 事務事業の広域化

近隣市町村との共通の問題点・課題や優位性及びスケールメリットによる効率化について、情報共有や研究を行い、これらの共通課題の解決や、地域の発展・振興策などの実施に向けた連携を推進します。

(4) 行政情報システムの最適化

住民ニーズの高度化とICT技術の発展により、行政サービスのシステム化が進んでいます。今後もシステムの導入にあたっては、システム全体の最適化を推進し、開発・運用にかかるコストの縮減と行政サービスの向上や事務の効率化を図ります。

また、AIやIoT、RPA等の新たな技術も社会に大きな影響を与えつつある現状を踏まえ、これらの技術についても導入の検討を行います。

5 職員の意識改革と人材育成

(1) 効果的な職員研修と人材育成の推進

行政課題に対応していくためには、職員が「自ら考え自ら行動する力」を職場全体で育てていくことが重要です。庁内や自治人材センターなどの研修や職場での日常業務を通じての指導・支援により、職員一人ひとりの特性や、知識・技能等の習熟状況に応じたきめ細かな人材育成を行います。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進と働き方改革

厳しい財政状況と限られた人材の中で、町民サービスの向上を図るためには、職員が自らの知識や能力を十分に発揮できなければなりません。

職員が、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事の責任を果たしつつ、家庭生活の充実や地域活動への参加等、個人の時間を持ち健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、時間外勤務の削減や事務の見直しなどによる働き方改革に努めるとともに、育児や介護の支援制度の活用促進にも取り組めます。

(3) 意識改革・業務改善

業務の効率化や職員の意識改革に取り組むため、ムダの洗い出しや全庁を挙げた不断の点検・見直しを行います。

さらに、職員提案制度などを通じ、職員の改善意識の向上を図るとともに、職場をあげて改革に取り組む組織風土づくりを目指します。

個人が変わり、組織が変わり、行政が変わり、町全体が変わります。まずは、これまで以上に意識改革と職場をあげての業務改善への取り組みを行っていきます。

IV. 進行管理等

1 本プランの推進

本プランの推進期間は、令和元年（2019年）10月から令和8年（2026年）3月までとします。本プランの具体的な取り組みについては、成果目標を設定した実施計画を令和元年（2019年）12月までに策定し、実施します。この実施計画の各年度における成果を整理することで、状況の変化と推進上の問題点を的確に捉え、取組項目の変更・追加を行いながら、プラン推進の実効性を高めていきます。

また、プラン開始から2年間を集中行動期間とし、行財政改革の取り組みを強化します。

2 進行管理

行財政改革推進プランを確実に実行・実現していくためには、適切な進行管理と政策や事業の評価体制を確立しなければなりません。行財政改革推進本部による見直しや評価体制の強化に加え、玖珠町総合行政審議会からの意見を聴取し、実効性・実現性の向上に努めます。

また、本プランの見直しを必要とする場合は、適宜見直しを行い、常に取り組みが可能なものに整備することとします。

《報告》

- ・玖珠町議会

《内部機関・体制》

- ・行財政改革推進本部
- ・行財政改革推進委員会

《外部機関》

- ・玖珠町総合行政審議会

用語解説

■アルファベット

○A I (Artificial Intelligence)

言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術。RPAとともに行政分野への進出も加速している。

○I C T (Information and Communication Technology)

情報・通信に関する技術。パソコンはもちろんのこと、電子黒板・実物投影機・動画教材・プレゼンテーションソフトなどを活用するもの。

○I o T (Internet of Things)

一般的に「モノのインターネット」と呼ばれ、「身の回りのあらゆるモノがインターネットにつながる」仕組みのこと。

○N P O (Non Profit Organization)

「民間の非営利団体」のこと。ボランティア団体や市民活動団体のほとんどがNPOということになる。「NPO」と「NPO法人」の違いは、数多くの「NPO」の中で、NPO法に基づき県知事などからの設立の認証を受けたものが「NPO法人」であり、法人設立の手続きや運営をNPO法に基づいて行っている。

○R P A (Robotic Process Automation)

認知技術（ルールエンジン・機械学習・人工知能等）を活用した、業務の効率化・自動化。企業だけではなく、自治体などでも導入が進んでいる。

○S N S (Social Networking Service)

Social Networking Serviceの略で、ソーシャル（社会的な）ネットワーキング（繋がり）を提供するサービス、という意味。一般的に、インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用のWebサービスの総称である。特に「情報の発信・共有・拡散」といった機能が特徴となっている。

■あ行

○依存財源

収入の源泉を国又は県に依存し、かつ、その額と内容が国又は県の定める具体的な基準ないし意思決定にかかっている財源で、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債などをいう。

○一般財源

財源の用途が特定されておらず、どのような経費にも使用できるものをいう。主な一般財源としては、地方税、地方譲与税及び地方交付税などがあげられる。

■か行

○義務的経費

支出が義務付けられた硬直性が高い経費で、任意に削減することが困難な経費のことをいい、人件費、扶助費、公債費が該当する。

○共創

多様な主体が協力して、新たなサービスや価値観などをつくり出すこと。

○公共施設等総合管理計画

公共施設全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに公共施設の最適な配置を実現するための計画。

○経常収支比率

人件費、扶助費及び公債費などの経常経費に、地方税、地方譲与税及び地方交付税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業費などに充当できる一般財源があり、財源構造の弾力性が確保されていることになる。

■さ行

○財政調整基金

自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで年度間の財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金。

○財政調整用基金

経済の不況等による税収減や、災害発生等による年度間の財源不均衡を調整するための基金のこと。財政調整基金と減債基金が該当する。

○自主財源

地方公共団体が自主的に収入することができる財源で、地方税、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金及び諸収入をいいます。歳入に占める自主財源の割合（自主財源比率）が高いほど、行政活動の自主性と安定性が高いとされている。

○実質公債費比率

地方公共団体の借入金（町債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。

（早期健全化基準 25.00 財政再生基準 35.00）

■た行

○地方創生

東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることが目的とした政策。地方における安定した雇用の創出や、地方への人口の流入、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域間の連携を推進することで、地域の活性化とその好循環の維持の実現を目指すとしている。

■は行

○バックキャスト

将来のあるべき姿から逆算する形で、その実現のために現在取り組むべき事柄を検討する手法をいう。

○標準財政規模

標準的に収入しうる「経常一般財源」の大きさ。

※標準税収入額＋普通地方交付税額＋地方譲与税額＋交通安全対策特別交付金額＋臨時財政対策債発行可能額

○プライマリーバランス

国や地方自治体などの基礎的な財政収支のことをいう。一般会計において、歳入総額から国債等の発行（借金）による収入を差し引いた金額と、歳出総額から国債費等を差し引いた金額のバランスを見たもの。プライマリーバランスがプラスということは、国債の発行に頼らずにその年の国民の税負担などで国民生活に必要な支出がまかなえている状態を意味する。逆に、プライマリーバランスがマイナスということは、国債等を発行しないと支出をまかなえないことを意味する。

■ら行

○臨時財政対策債

地方交付税の財源不足を補うため、国の配分により発行する地方債のこと（後年度、元利償還金の全額について、地方交付税に加算される）。

■わ行

○ワーク・ライフ・バランス

ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みや環境をつくること。